

令和6年度（公財）川西市文化・スポーツ振興財団（文化部門） 運営業務モニタリング（外部評価者記入用）

No.	項目	内容	確認方法 及び 頻度		市評価	備考
1	基本項目	・運営業務年間計画書の作成・提出	年間計画書	定期（年次）	適合	
2		・自主事業企画書の作成・提出	年間計画書	定期（年次）	適合	
3		・自主事業の開催	年間報告書	定期（年次）	適合	
4		・実施体制及び運営業務従事者等の選任、報告	年間計画書	定期（年次）	適合	
5		・年間報告書の作成、提出	年間報告書	定期（年次）	適合	
6		・月報の作成、提出	月次報告書	定期（月次）	適合	
7		・使用料月次報告書の作成、提出	月次報告書	定期（月次）	適合	
8	非常時・災害時の対応	・非常時、災害時対応マニュアルの作成、更新 （他、維持管理業務における考え方に準ずる）	-	随時	適合	
9	個人情報の保護	・個人情報の保護、管理マニュアルの作成、更新 （市条例の考え方に準ずる）	-	随時	適合	
10	市への協力	・市が実施する事業への積極的な支援、協力	年間報告書	定期（年次）	適合	

所 見

- A 良好と判断します。
B 基本項目全般に市評価は適合であり、良好である。
C 教室等の開催では幼児から大人まで参加できるよう計画されていて、参加者の達成率が平均的に高いと思われます。一方で低い教室もあったりイベントとして成立（開催）見送りもありもったいないと思われました。

改 善 項 目

- A 特になし。
B 毎年度同じことであるが、非常時・災害時の対応については常に実践的な訓練等を行うようにお願いしたい。
C 達成率の低かった催しに関して、目的と効果のアナウンスのやり方を検討し、今後の取り組みに活かす必要があります。

No.	項目		内容	確認方法 及び 頻度		市評価	備考
11	文化関連 施設運営	庶務業務	・視察者や見学者への対応、各種問合せ、苦情、要望等への適切な改善措置及び報告。重要事項については随時報告。	月次報告書	定期（月次）	適合	
12			・収入集計及び使用状況表の作成、保管	月次報告書	定期（月次）	適合	
13		利用促進業務	・市広報や報道機関、地域ミニコミ誌等への情報提供	年間報告書	定期（年次）	適合	
14		貸館業務	・ホール及び諸室の利用予約受付、許可	月次報告書	定期（月次）	適合	
15			・利用者へのホール及び設備、備品等の貸出	月次報告書	定期（月次）	適合	
16			・施設利用者との利用にかかる打ち合わせの実施	月次報告書	定期（月次）	適合	
17			・施設使用料、付属設備使用料の収納	月次報告書	定期（月次）	適合	
18			・施設利用者満足度調査（利用者アンケート）の実施	アンケート 報告書	定期（年次）	適合	
19		運営業務	・職員への接遇応対マナー教育研修の実施	-	随時	適合	
20			・ポスター・チラシの効果的な掲示・配布による認知度の向上	年間報告書	定期（年次）	適合	
21			・市内の事業者・市民との連携、ネットワークの構築。	年間報告書	定期（年次）	適合	
22			・ＳＮＳを活用した情報発信及び利用者による情報拡大促進	年間報告書	定期（年次）	適合	
所 見							
A 良好と判断します。 B 施設運営についての概ね良好である。 C 施設の管理、整備等は行き届いているように感じています。公共の移設を利用する市民の責任も大切だと思いますので、利用者への注意喚起はしっかりと続けて良いと願っています。							
改 善 項 目							
A 特になし B 特になし C 川西市政と市民を繋いでいる広報紙milifeに川西市文化・スポーツ振興財団で取り組んでいること、施設の紹介を前期・後期とで紹介してもっと市民の知る機会を増やしてほしいです。施設や公民館にはたくさんのチラシがありますが、そこに行かないと目にする事ができません。							
総 評							
A 劇場・音楽堂・博物館、他の法定外自治事務に関する基本条例や「文化基本計画」等が川西市には存在するのでしょうか。存在しない場合は、指定管理者側から、施設で展開される事業の理念、政策を提案するという逆転現象が起こらざるを得ません。であるならば、なおさら財団の理事会・評議委員会の構成のあり方が問われます。現況は公共政策としての文化政策を立案するスタイルではなく、芸術家その他供給者側に偏っており、1980年代と変わらないスタイルであるように見受けられます。半数近くは、需要者側（子ども・高齢者、障がい者、外国人、小中学校代表、福祉施設、病院等の代表）を入れるべきでしょう。 B 空調設備等の不具合があったが、地域の芸術・文化の育成事業や同鑑賞事業は積極的に行われており非常に良好である。 C 川西市文化・スポーツ振興財団は法人の概念等、定款に定める事業内容（定款第4条）①～⑨に沿って事業展開されている機関と改めて再認識いたしました。現在、スポーツは体育の一環として年代問わず続けてスポーツ人口は一定していますが、伝統文化の継承は減ってきているのが現状です。先出の事業内容 9 項目の⑤、⑥、⑦に関して、川西市文化協会の活動を視野に入れて頂き、川西市の文化活動が少しでも活発になればと願っております。⑧の体育スポーツに関する指導者の養成では、部活動の地域移行の中で力を入れていただけたら繋がるように思えます。子どもから大人（幼児から高齢者）まで皆がスポーツ・文化活動へ興味を持って参加できることを計画し、繋がっていくことを市民の皆さんとできることを願ってやみません。							